

平成十八年十二月二十五日受領  
答弁 第二六二二号

内閣衆質一六五第二六二号

平成十八年十二月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員小宮山泰子君提出首相公邸改修に係わる公費支出に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員小宮山泰子君提出首相公邸改修に係わる公費支出に関する質問に対する答弁書

一について

旧総理大臣官邸を保存及び改修し、総理大臣公邸として整備した工事の費用は、約八十六億円である。

二について

平成十七年四月十一日に開催した新総理大臣公邸の完成披露宴の祝膳等に要した費用は、百五十六万円である。

三について

引越しの時期については、国会や外交の日程等を考慮の上、総合的に判断したものと承知している。

四及び五について

内閣官房においては、一般の安倍内閣総理大臣の総理大臣公邸への入居に伴う内装の変更は行っていない。また、これに伴う引越しに係る費用の支出も行っていない。なお、小泉前内閣総理大臣が総理大臣公邸を退去した後、当該公邸の清掃等及び建具調整等を行ったところである。これらの契約は、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の三第五項に規定する「契約に係る予定価格が少額である場合」

に該当するため、随意契約を行ったものであり、この費用は、二百二十二万円である。